

# 禰屋町子さんが尾北民商に来ます！ 倉敷民商支援署名をお願いします！

皆さん、今週の商工新聞に折り込んだ、倉敷民商弾圧事件の支援署名を集めてください。

倉敷民商弾圧事件を闘い続けている禰屋町子さんが、5月に愛知県内の民商を巡ります。尾北民商には5月21日（火）の午後1時頃



に来られる予定です。多数の署名とカンパを集めて迎えましょう。

昨年10月に始まったインボイス制度による事業者

間の取引情報の収集、今年4月からの税務相談停止命令制度、来年1月から税務署への提出書類への收受印廃止など、いま、納税者の権利が奪われようとしています。

裁判で良い結果を得ることに加え、仲間と権利を守るために闘う民商のつながりと活力を示すことが、すべての業者の自主申告の権利を守ることに繋がります。

署名用紙は**5月20日（月）までに民商事務所に届くよう**をお願いします。最寄りの役員さんか事務局に渡すか、直接事務所へ持ってきていただいてもかまいません。

**尾北民商**  
ニュース

2024年  
4月15日号  
TEL 0587-54-0524  
FAX 0587-54-1390

## 倉敷民商弾圧事件

2013年5月、倉敷民商の会員だったI建設の申告の期ずれ（期末の月などの仕事を、入金時期から次年の売上に誤算入してしまうなど）を問題として、広島国税局が倉敷民商事務所と事務局員の家を家宅捜査し、翌2014年に検察が事務局員3人を起訴しました。

申告の期ずれは、税務調査で調査官が最初に調べるくらいに世間一般の申告で起こっており、通常ならば修正申告で終了します。本来、査察や起訴の対象ではありません。しかも管轄の税務署を飛び越えて国税局が、I建設ではなく民商事務所と事務局員宅を査察しました。

税法で税務調査権は「犯罪捜査のために認められたものと解してはならない」と記されています。倉敷民商弾圧事件で国税局・検察は、修正申告こそが適切な問題に強制査察を行い、不当逮捕・起訴するという、何重もの逸脱を行ないました。

2018年1月には違法手続きによる有罪として

1審判決は破棄されましたが、高裁は無罪判決を出さず地裁に差し戻しました。以降は検察が立証を進められず、6年以上も裁判は停滞してしまっています。



弁護側が検察の立証に対応できない時は有罪なのに、検察が立証手続きを行なえない状態でも裁判が維持されるのは、不公平かつ人権の侵害です。

今年3月26日に行われた公判では、当時、広島国税局で調査の主導的な立場だった木島査察官への尋問が行われ、「脱税の補助」から利益を得ていない禰屋さんは「参考人」であり、国税局として告発していないことが証言されました。

検察の起訴に理はありません。禰屋さんは無実の罪で不当逮捕後、428日も身柄を拘束され、もう10年を超える年月を被疑者・被告人として過ごしています。裁判を担当する裁判長も検察官も、すでに何回も任期を終えて交代しています。検察はただちに起訴を取り下げるべきです。

## ガソリン税凍結、消費税減税、インボイス制度廃止を求める署名！ 健康保険証廃止の中止を求めマイナンバー強制に反対します署名！

こちらの署名も引き続きご協力をお願いしています。景気を良くするには、経済の背骨である地域の中小業者が繁栄できる社会でなくてはなりません。みんなの声を集めて不公平な税金の仕組みを変えましょう。

## 令和6年度の雇用保険料率は令和5年度と同率です